

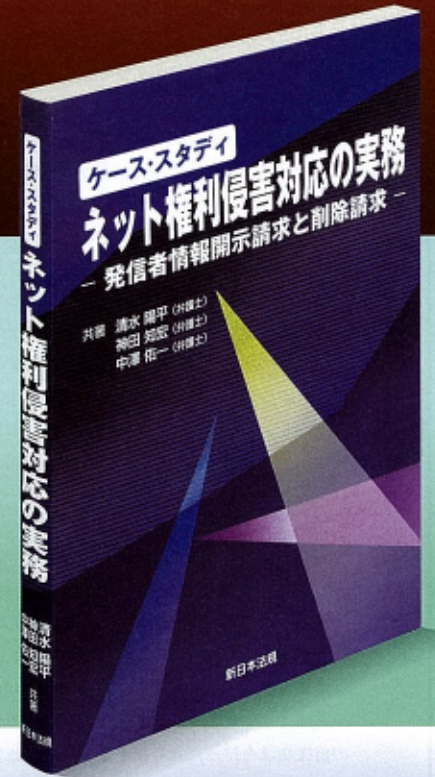
ネット上の名誉毀損やプライバシー侵害に  
素早く的確に対応するために!

## ケース・スタディ

# ネット権利侵害対応の実務

— 発信者情報開示請求と削除請求 —

共著 清水 陽平 (弁護士)  
神田 知宏 (弁護士)  
中澤 佑一 (弁護士)



- ◆インターネット上の権利侵害事例につき、事件類型に応じた対応方法を書式例を交えて解説しています。
- ◆各ケースは、相談時の聴取事項や調査方法などの「相談フェーズ」と、相手方への請求や訴訟の手段などの「実際の業務フェーズ」とで構成されており、相談から解決までの具体的な手順がわかります。
- ◆インターネット法務の第一線で活躍する弁護士3名が、豊富な実務経験を基に共同で執筆しています。

B5判・総頁346頁  
本体価格 4,200円+税  
送料実費

電子書籍版も  
発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。  
新日本法規 Web で検索  
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

電子書籍版

〔電子書籍版〕  
本体価格 3,400円+税

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

## 掲載内容

### 第1章 総論

#### 第1 インターネット上の被害への対応方法

- 1 対応の心構え
- 2 個別サイトの削除
- 3 検索サイトの検索結果の削除
- 4 検索サイトのサジェスト、関連ワードの削除
- 5 検索サイトのキャッシュの削除
- 6 特定から損害賠償・告訴
- 7 プロバイダへの損害賠償請求

#### 第2 削除請求の根拠

- 1 人格権・著作権等の侵害と差止請求
- 2 名誉権
- 3 名誉感情
- 4 プライバシー権
- 5 肖像権
- 6 氏名権・アイデンティティ権
- 7 個人情報保護法に基づく訂正等請求権
- 8 営業権・業務遂行権
- 9 更正を妨げられない利益
- 10 忘れられる権利
- 11 著作権・著作人格権
- 12 商標権

#### 第3 削除請求

- 1 削除請求の相手方
- 2 ウェブフォーム(お問い合わせフォーム)・メールを用いた削除請求
- 3 テレサ書式を用いた送信防止措置依頼
- 4 削除仮処分
- 5 削除訴訟
- 6 内容証明郵便による削除請求
- 7 各手法の比較・選択基準

#### 第4 発信者情報開示請求

- 1 プロバイダ責任制限法4条1項 概説
- 2 発信者情報開示請求の流れ
- 3 コンテンツプロバイダ・ホスティングプロバイダへの発信者情報開示請求
- 4 通信ログ保存(消去禁止)請求
- 5 インターネットサービスプロバイダへの発信者情報開示請求
- 6 MVNO/ジェイコムの場合
- 7 管轄

#### 第5 ウェブサイトの調査

- 1 会社情報のオンラインでの調査
- 2 WHOISによるドメイン登録者調査
- 3 DNSによるサーバー調査
- 4 ウェブサイトの証拠化

#### 第6 海外法人の取扱い

- 1 コンテンツプロバイダ・ホスティングプロバイダが海外法人である場合
- 2 登記の取得
- 3 登記に関する上申
- 4 当事者目録の記載

### 第2章 ケース・スタディ

- 1 転職支援サイトにブラック企業と書き込まれた事例
- 2 過去の犯罪報道が拡散されているという事例
- 3 Yahoo!知恵袋に中傷が書かれた事例
- 4 ニコニコ動画に中傷動画がアップロードされた事例
- 5 自社サイトのコンテンツがコピーされた事例
- 6 根拠のないランキングサイトで下位に掲載されている事例
- 7 食べログへの掲載自体の削除をしたいという事例
- 8 インターネット上で使用しているハンドルネームに対する中傷が行われたという事例

- 9 自身の著作に対する悪いクチコミが書かれたという事例
- 10 Amazonレビューでの誹謗中傷する者を特定したいという事例
- 11 削除依頼を行ったところ、依頼文がそのまま公開されてしまった事例
- 12 個人情報誌が2ちゃんねるに書き込まれた事例
- 13 会社の誹謗中傷が2ちゃんねるに書き込まれた事例
- 14 Twitterでなりすまし被害を受けている事例
- 15 Facebookでなりすまし被害を受けている事例
- 16 海外の動画共有サイトにリベンジポルノが掲載された事例
- 17 海外魚拓サイトに中傷記事がコピーされた事例
- 18 検索サイトの検索結果に多数の誹謗中傷が表示される事例
- 19 検索エンジンで社名を検索すると「側産」というサジェスト、関連検索ワードが表示される事例
- 20 インターネットサービスプロバイダに対して住所氏名等の発信者情報開示請求を行う事例
- 21 企業のInfoメールに中傷が送信された事例
- 22 インターネットサービスプロバイダより開示を受けた契約者情報を用いて、発信者に対する損害賠償請求や刑事告訴を行う事例

### 事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務本部  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2017.12) 509551

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

創立70周年  
これからもお客様とともに

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信





## 第2 削除請求の根拠

### 1 人格権・著作権等の侵害と差止請求

インターネット上に発信された情報などの削除を請求するためには、格権に基づく差止請求権が発生しているといえることや、著作権侵害があり差止請求権が発生していること（著作112、商標36）が必要になり、著作権法や商標法など法律により根拠が定められているものであれ、明確ですが、人格権に基づく差止請求権については、その明文の規定がなく、これまでの判例・裁判例の集積により、これが認められることが

### 2 名誉権

#### (1) 「名誉」の概念

名誉概念は、一般的に内部的名誉、外部的名誉、名誉感情（主観類されるのが通常です。内部的名誉とは、客観的にその人の内部にそのものであり、外部的名誉とは、その人に対する社会的な評価の感情とは、自分自身の有する価値に対する評価を指すとされます。

名誉権における「名誉」とは外部的名誉を指すというのが確立し、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受を指すとされます（最大判昭61・6・11民集40・4・872〔北方ジャーナル事とは、ごく簡単にいえば社会的評価の低下をもたらすものを指すとす。

名誉権は企業などの法人にも当然に認められます。法人も社会のですので、社会的評価の対象になるからです。この点に関して、最判判決（民集41・3・490）は、「言論、出版等の表現行為により名誉がは、人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）と表現の自由の衝突し、その調整を要することとなるのであり、この点についてある場合と法人ないし権利能力のない社団、財団である場合とによけるべきものではない」としています。

#### (2) 社会的評価の低下の判断方法

社会的評価の低下の有無は、「一般読者の普通の注意と読み方をとるとされます（最判昭31・7・20民集10・8・1059）。これは記事がどのよているかを「一般読者の普通の注意と読み方」を基準に解釈するというに基づく意味内容について、社会的評価を低下させるものかどうかを「立場で判断するということの2つの意味があると解されています。

そして、一般読者とはどのような者を指すのかが問題になりますが、前提知識を持った者を指すというのが通常の理解です。しばしば、ブ一般読者が何の前提知識も持たない国民一般を指すという前提で主張が、ウェブサイトの読者として相応の前提知識を有し、記載内容について理解できる範囲の者を指すため、注意を要します。

#### (3) 更なる社会的評価の低下の有無

社会的評価の低下があれば、一応名誉権侵害が成立し得ることになりまプロバイダ側などからは、しばしば既に当該人物については社会的評価り、当該投稿により社会的評価の低下があったものではないといった趣

### 3 名誉感情

名誉感情とは、自己自身で与える自己の人格的価値に対する意識や評価のこと人誰でも名誉感情を持っており、それが他人の行為によって侵害された場合他の人格的価値が侵害されたのと同様の精神的苦痛を受けることは否定できない。名誉感情が法的保護の対象になることは、実務上争点となります。例

## 2 過去の犯罪報道が拡散されているという事例

### 相談内容

私の夫の名前で検索すると、わいせつDVDの販売で逮捕されたという情報がたくさん表示されます。これを消すことはできますか。

キーワード	犯罪報道 逮捕歴
ウェブサイト	2ちゃんねるコピーサイト レンタル掲示板 ブログ
目的	投稿記事削除
請求の相手方	サイト管理者
手続	任意請求 仮処分
法律構成	更生を妨げられない利益
依頼者の属性	個人

### 相談フェーズ

#### 相談者から聴取する事項・調査事項

##### 1 逮捕報道に表示されている人の氏名

逮捕報道の削除という事案では、そもそも消せるのかどうか疑問に思、多いため、最初の相談段階では、自分の名前を明らかにしなかったり、た人の友人・知人・近親者を名乗る人が相談に訪れることが珍しくあり、実際にどのような検索結果が表示されるのかを確認する必要があること、逮捕報道に表示されている人物の氏名の漢字表記を聞き取る必要が

はあまり表示されていません。というも、マスメディアは昨今の議論をも踏まえ、一定期間経過後には、自主的に記事を削除している。それゆえ、多くの場合、検索結果として出てくるのは、2ちゃんねるサイト、まとめサイト、犯罪報道を収集している個人のブログ、探サイト、レンタル掲示板、といったものになります。

#### 対応方針の検討

##### 1 手続・法的構成の仮検討

- (1) 記事が2ちゃんねる（2ch.net）にある場合  
メールによる削除依頼を検討します。同サイトの説明によると、犯罪は裁判所の削除仮処分決定が必要、とありますが、メールによる削除請してもらえらるケースもあります。
- (2) 記事が2ちゃんねる（2ch.sc）にある場合  
運営会社であるシンガポール法人パケットモンスター社を債務者とす決定が必要になります。
- (3) 記事が2ちゃんねるのコピーサイトにある場合  
メールによる削除依頼、ウェブフォームによる削除依頼、サーバー管の送信防止措置依頼書の送付、といった手段をとります。
- (4) 記事がレンタル掲示板や個人のブログ等にある場合  
サイト運営会社への送信防止措置依頼書の送付によります。
- (5) 記事が海外サイトにある場合  
Twitterなどの大手サイトの場合であっても、削除仮処分決定が必要

# 組見本 (B5判縮小)

- (2) 刑事裁判では懲役1年執行猶予3年の判決を受けたが、裁判の様子や刑事の判決内容について報道するメディアはなかった。
- (3) インターネットには、報道記事をコピーした記事が現在でも残っており、2ちゃんねるのコピーサイト2つと、レンタル掲示板、ブログ各1つだと判明した。
- (4) Xは、事件後にビデオ店の経営を辞め、一般企業に勤務しているが、検索されて逮捕歴を知られると退職勧奨を受けるのではないかと心配している。妻や幼い子供もいるが、既に40歳であり、再就職は難しいだろうと考えている。

存在する証拠は以下のとおりです。

- ① インターネットに残る実名報道記事の印刷物
- ② 刑事事件の判決謄本
- ③ 更生した生活を送っている事実が記載された陳述書

### 実際の業務フェーズ

#### 1 2ちゃんねるコピーサイト

2ちゃんねるコピーサイトの多くは、メールや削除依頼ウェブフォームによる削除請求を受け付けています。サイトの中で削除依頼へのリンクを探し、メールの送信先

## 5 自社サイトのコンテンツがコピーされてしまった

### 相談内容

当社が運営している会員向け有料サイトの記事を丸ごとコピーしてグがあります。広告収入目当てのアフィリエイトサイトのようなので料の記事を無料で公開されてしまったのはビジネスが成り立たなくなつます。相手を突き止めてやめさせることはできないでしょうか。

キーワード	コンテンツのコピー
ウェブサイト	livedoor Blog
目的	削除 発信者情報開示
請求の相手方	LINE株式会社
手続	任意請求
法律構成	著作権侵害
依頼者の属性	法人

### 相談フェーズ

#### 相談者から聴取する事項・調査事項

##### 1 コピーして作成されたという問題のブログ記事

相談者のサイトのコンテンツをコピーしているというブログについて確認することが重要です。コピーされている実際のブログの

コピー元である相談者のコンテンツについても確認すること。本ケースでは、会員向け有料サイトで配信されたコンテンツのサイトのURLとログインIDをメールで送信してもらった。また、コピー元となったコンテンツの印刷物を提供してもら

#### <聴取・確認事項まとめ>

- ① コピーして作成されたという問題のブログ記事
- ② コピーしてしまった相談者サイトの記事

### 3 サイト調査

相談者より最低限の情報を取得したならば、問題のサイトの行方場合の手続を検討するためにサイトの調査を行います。

具体的な方法としては、WHOIS検索やサイト上に記載された情報を確認するようにしてください。

コンテンツのコピーのような著作権侵害に当たる事案についても権利侵害が明確に判断できるため、削除や発信者情報開示に方針をとっている運営者も多くあります。ブログ運営者が定めてい情報開示請求に関する手続案内などについても確認しておく、おいて有効です。

#### 対応方針の検討

##### 1 手続・法的構成の仮検討

- (1) 著作物性が認められるか  
コンテンツのコピーの場合、基本的には著作権による対処を行う。

- (2) 株式会社Xが運営するコミュニティサイトでは、同社以外のほか、外部専門家に執筆を委託した記事が配信されている。筆を担当する外部専門家と著作権については全て買い取るのを締結しており、同社サイトに掲載されているコンテンツの著作権会社Xに帰属している。

- (3) 株式会社Xのサイトに掲載された記事をそのままコピーしてLINE株式会社運営のブログサービス「livedoor Blog」に開設さ
- (4) これ以上の侵害行為を防止するために削除と発信者情報開

存在する証拠は以下のとおりです。

- ① 株式会社X運営サイトに掲載された記事の印刷物
- ② コピーして作成されたブログ記事の印刷物
- ③ 株式会社Xと記事執筆者との間の契約書
- ④ 株式会社X運営サイトに記事をアップした日時が表示されたサイトキャプチャ画像

### 実際の業務フェーズ

テレコムサービス協会には、著作権侵害に対して削除を求める場合のとして、人格権侵害の場合（「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」）